

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

平成28年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	55,912
【歳出】	地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	603,878

(単位：千円)

区分		平成28年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金(社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	427,051	20,483	406,568	81,594	144,435	4,028	176,511	16,343
	老人福祉費	336,340	0	336,340	842	81,289	4,089	250,120	23,158
	児童福祉費	341,050	34,466	306,584	72,208	86,989	20,874	126,513	11,714
衛生費	保健衛生費	125,324	36,995	88,329	41	27,942	9,612	50,734	4,697
合 計		1,229,765	91,944	1,137,821	154,685	340,655	38,603	603,878	55,912

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分